**「もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザル」にかかる質疑に対する回答**

**第5回目（令和元年11月22日公表）**

※順不同

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 質疑内容 | 回答 |
| 48 | 【図書館施設の専有部分について】  図書館施設の面積要求について、図書館上階から降りてくるパイプスペース・ダクトスペース面積は、図書館施設の専有面積から省いてよろしいでしょうか？  2Fに図書館を計画した場合、図書館施設専用で設けるエレベーター、搬入用エレベーターは図書館施設の専有面積から省いてよろしいでしょうか？ | 本市による取得の対象となる図書館施設は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）における専有部分となり、要求水準書及び質疑の回答に記載の施設のみとなります。  パイプスペースとダクトスペースについては、これらに含んでおりませんので専有面積に含めないものとしてください。  他の区分所有者の持ち分も含めた専有部分以外の部分は共用部分となりますが、図書館施設利用者だけが専用的に使用できる部分についての使用料相当額を組合管理費に含める場合は、提案の中で「本市必要施設にかかる本市負担額査定書（様式８）」により示してください。 |
| 49 | 【図書館施設利用者が使用するトイレについて】  図書館のトイレについて、共用部に設けた場合、図書館施設の専有面積から省いてよろしいでしょうか？ | 本事業では図書館施設利用者が使用するトイレは共用部分での設置を想定していますが、共用部分のトイレは図書館施設の専有面積に含めないでください。  なお、他施設利用が困難なため図書館内（専有部分）に設置する場合は、要求水準書「留意事項」に記載の内容を満たすものとしてください。 |
| 50 | 【図書館の要求水準について】  図書館施設の諸室として必要なスペースの目安がありますが、「○○㎡程度」と記載されています諸室は、前後1割以内と考えてよろしいでしょうか？ | 面積については参考規模であり、要求水準書記載の要求水準を満たすものであれば面積の指定はありません。  ただし、図書館施設(返却ポスト室を除く)の専有面積の合計は1,000㎡を超えないようにした上で、閲覧室については700㎡以上を確保してください。 |
| 51 | 【図書館施設における風除室設置について】  記載のない風除室等を設けてもよろしいでしょうか？ | 図書館施設が要求水準書の要求水準を満たしているのであれば、図書館施設の中に風除室を設置しても問題ありません。  その他、要求水準書に無い設備を含めた図書館施設を提案する場合は、質疑受付期間中に質疑により本市に確認してください。 |